

監査報告書

令和8年6月17日

学校法人大谷学園

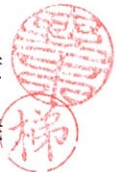
理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

学校法人大谷学園

監事 野 末 勝 宏

監事 梯 信 暁



私たち監事は、私立学校法第52条第1項第1号に基づき、学校法人大谷学園の令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）における財産目録及び計算関係書類（貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書、附属明細書等）、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書、業務及び財産の状況、並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。

監査に当たり、会計監査人が独立の立場を保持し、かつその監査の実施状況及び監査結果について報告を受けるとともに、必要に応じて説明を求めました。その結果、会計監査人の職務執行に関して特段指摘すべき事項は認められず、会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。また理事会、評議員会及びその他重要な会議に出席するほか、理事などから業務の執行状況について報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、学校法人大谷学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、上記計算関係書類は会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、理事の業務執行は適切であり、また、学校法人の業務及び財産並びに理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実はないものと認めました。

なお、監事としては、学園の存続と経営安定に向けて、各設置校において十分な数の入学・入園者数を確保すること、並びに、役員及び教職員が一丸となって強力な経営改革を断行することを、強く求めます。

以上